

関係法令（抜粋）

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

- ② 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。
- ③ 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。